

第1回全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会

令和3年5月14日

厚生科学審議会科学技術部会運営細則

(平成十三年二月七日 科学技術部会長決定)

厚生科学審議会運営規程（平成十三年一月十九日厚生科学審議会決定）第十条の規定に基づき、この細則を制定する。

第一条 厚生科学審議会科学技術部会（以下「部会」という。）に、
(委員会の設置)
その定めるところにより、委員会を置く。

(委員会の構成)

第二条 委員会は、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する者（以下「委員会委員」）により構成する。

(委員会の指名)

第三条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員会委員の中から、部会長が指名する。

(会議等)

第四条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員会委員に通知しなければならない。
- 3 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を整理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員会委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を行う。

(会議の公開)

第五条 委員会（第七条に規定するものを除く。以下次条において同じ。）の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合に人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合に

- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- は、委員長は、会議を非公開とすることができます。

第六条 委員会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員会委員の氏名
- 三 議事となつた事項

(議事録)

2 議事録は、公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

(部会の定める委員会に係る取扱い)

第七条 部会の定める委員会の会議については、第五条第一項ただし書の趣旨を踏まえ、非公開とすることができます。ただし、委員長は、前条第二項ただし書及び第三項の趣旨を踏まえ、議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

- 1 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を整理する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員会委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を行う。

(部会の庶務)

第八条 部会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において総括し、及び処理する。

(部会の庶務)

第九条 この細則に定めるもののほか、部会又は委員会の運営に必要な事項は、部会長又は委員長が定める。

全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会 運営細則

(目的)

第一条 この細則は、厚生科学審議会科学技術部会運営細則（平成十三年二月七日科学技術部会長決定。以下「細則」という。）第一条に基づき設置される全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、細則第九条の規定により必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の業務)

第二条 委員会は、次に掲げる業務を実施する。

- 一 全ゲノム解析等実行計画の遂行等、全ゲノム解析等の推進に関すること
- 二 その他委員長が必要と認めること

(委員会の組織等)

第三条 委員長は、前条の業務のために必要があるときには、適當と認める者を参考人として招致し、意見を求めることができる。

2 委員長は、専門の事項について検討を行うため、必要があるときは委員会の下に作業班を置くことができる。

(議事の特例)

第四条 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、委員長の認めるところにより、文書その他の方法により委員会の議事を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、委員会を招集して審議する必要がないと委員長が認める場合も同様とする。

2 前項の場合においては、委員長は、その議事について、次に招集する委員会に報告しなければならない。

(委員会の庶務)

第五条 委員会の庶務は、厚生労働省健康局において総括及び処理することとし、大臣官房厚生科学課がこれに協力する。

(雑則)

第六条 この細則に定めるもののほか、委員会及び作業班の運営に必要な事項は、委員長が定める。